

令和3年5月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和3年 5月18日 開会

令和3年 5月18日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第11号

令和3年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月27日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 令和3年5月18日（火）午後3時
- 2 場 所 宮古市役所5階議場
- 3 付議事件
 - (1) 議席の指定
 - (2) 選挙第1号 副議長の選挙
 - (3) 議会運営委員会委員の選任について
 - (4) 財産の取得に関し議決を求めることについて
 - (5) 財産の取得に関し議決を求めることについて

令和 3 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 3 年 5 月 1 8 日 (火曜日)

午後 3 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	木村	誠君
3番	畠山	和英君	4番	阿部	吉衛君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	畠山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	豊間根	信君
11番	黒沢	一成君	12番	中村	勝明君
13番	藤原	光昭君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	佐藤	廣昭君
事務局	局長	松下	寛君
総務課	課長	松橋	かおる君
施設課	課長	田中	晋君
施設課	主幹	坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長	兼総務課長	中村	光宏君
消防次長	兼消防課長	畠山	毅君
指令課	課長	石田	康典君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和3年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） ここで諸報告がございます。
- 今回、新たに組合議員となられた岩泉町選出議員の中から、空席となっていた議会運営委員会委員について、委員会条例第3条第1項の規定により、三田地久志君を議会運営委員会委員として議長が指名いたしましたので、ご報告をいたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

◎議席の指定

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、議席の指定を行います。
- 議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。
- 今回新たに組合議員となられました岩泉町選出の三田地久志君を1番に、畠山和英君を3番に、千葉泰彦君を7番に指定いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、黒沢一成君、12番、中村勝明君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎選挙第1号 副議長の選挙

- 議長（藤原光昭君） 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。
- お諮りいたします。
- 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に豊間根信君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました豊間根信君を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました豊間根信君が副議長に当選されました。

豊間根信君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により、告知をいたします。

豊間根信君にご挨拶をお願いいたします。

○副議長（豊間根 信君） ただいまご紹介いただきました山田町議会選出の豊間根信と申します。議員の皆様方に一言御礼と副議長就任のご挨拶を申し上げたいと思っております。

ただいま、藤原議長より副議長の指名をいただき、さらに、広域議会の皆様方のご賛同をいただきまして、副議長の栄職に就かせていただくことになりました。この上ない光栄と感激でいっぱいでございます。また、同時に責任の重さを感じておりますが、藤原議長の下、副議長の職務を一生懸命務めたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご鞭撻、ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎管理者挨拶

○議長（藤原光昭君） ここで、管理者から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 本日ここに、宮古地区広域行政組合議会5月臨時会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

さきの4月25日に行われました岩泉町議会議員一般選挙におきまして、三田地久志議員、畠山和英議員、千葉泰彦議員の3名の方がご当選をされ、当組合の議会議員に就任をされました。心からの歓迎とお祝いを申し上げます。

また、ただいまの選挙におきまして、副議長に豊間根信議員が選出され、ご就任をされました。心からの祝意を表します。おめでとうございます。

今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、復興に伴うインフラ整備の伸展によりまして、人や物の流れが大きく変わりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、新しい生活様式が求められるなど、住民を取り巻く環境が大きく変化をしております。そのような中で、広域行政組合の果たす役割も多様化・高度化しております。

住民生活に密着するごみ、し尿処理、消防事務を行う当組合におきましては、さらなる住民サービスの向上とともに、災害時及びコロナ禍におきましても、安定して事業を継続し、住民の方々が安心できる取組に邁進してまいります。

議員各位のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、欠員の生じている議会運営委員を議長が指名をいたします。

お諮りいたします。

副議長が議会運営委員会委員になっておりますので、豊間根信君を指名したいと思います。併せて、豊間根信委員の副議長就任に伴い、新たに山田町選出議員の黒沢一成君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した2名の方を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

議会運営委員会副委員長であります豊間根信君が副議長に就任され、議会運営委員会の委員の構成に変更があったことから、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。開催場所については委員会室を指定いたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時16分再開

○議長（藤原光昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、豊間根信君から議会運営委員会副委員長を辞任したいとの申出があり、辞任の件を審査したところ、辞任を許可されました。

よって、新たに副委員長を互選しましたので、ご報告をいたします。

副委員長に、岩泉町選出議員の三田地久志君が選任されました。

◎議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第6、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集 1 - 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高規格救急自動車 2 台です。

所得予定価格は、税込み 4,394 万 5,000 円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4 月 28 日、1 者による見積りの結果、住所、岩手県宮古市太田二丁目 1 番 28 号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、小瀧学と契約しようとするものでございます。

落札率は、99.98% ございました。

納入期限は、令和 4 年 3 月 25 日でございます。

参考資料といたしまして、1 - 2 ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 3 年 5 月 18 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買入れをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 先ほど、全協の場で一点だけ時間の関係もあって聞かなかったのですが、高規格救急自動車 2 台で 4,394 万円、この取得する金の財源、これは何を充てようとしているのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 救急 2 号車につきましては一般財源となります。救急 3 号車につきましては緊急消防援助隊の登録車両となりますので、そちらの補助金を活用させていただきます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決をされました。

◎議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第7、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高度救命処置用資機材2セットで、取得予定価格は、税込み3,448万5,000円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4月28日、2者による入札の結果、住所、岩手県盛岡市愛宕町15番9号、名称、共立医科器械株式会社、代表取締役社長、小野寺壽和と契約しようとするものでございます。

落札率は、95.9%でございました。

納入期限は、令和4年3月25日でございます。

参考資料といたしまして、2-2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和3年5月18日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高度救命処置用資機材の買入れをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。これより議案第2号に対する質疑に入りま

す。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(藤原光昭君) これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和3年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

